（経過措置）

2　この省令による改正後の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る法第百条第一項の許可並びに施行規則第四十四条第一項第一号の⑴の指定及び施行規則第四十八条の三第一項の承認は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の施行規則、免許規則及び設備規則の規定の例により行うことができる。

3　この省令による改正前の施行規則第四十四条第二項第二号に規定する広帯域電力線搬送通信設備に係る施行規則第四十四条第一項第一号の⑴の指定は、この省令の施行前に製造された当該指定に係る広帯域電力線搬送通信設備に限り、なお効力を有する。

4　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の免許規則別表第六号の第3の様式によりされている高周波利用設備の設置許可の申請の取扱いについては、この省令による改正後の免許規則別表第六号の第3で定める様式にかかわらず、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第三百四十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月九日　　総務大臣　新藤　義孝

第1を次のように改める。

第1　申請書の様式

長

搬送式インターホン（注1）の型式についての指定（注2）の申請書

年　月　日

総務大臣　殿

申請者　郵便番号

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、商号又は名称。記名押印又は署名）

（ふりがな）
代表者氏名（法人の場合に限る。記名押印又は署名）

搬送式インターホン（注1）の型式についての指定（注2）を受けたいので、電波法施行規則第46条（注2）の規定により別紙の書類を添えて申請します。

辺

短　辺　（日本工業規格A列4番）

注1　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプの場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」又は「無電極放電ランプ」のうち該当するものを記載すること。

注2　施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と、「第46条」の文字に代えて「第46条の3」と記載すること。

第2中1を削り、2を1とし、1の次に次のように加える。

2　広帯域電力線搬送通信設備の場合

長

設計書		整理番号	
		指定番号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　設備の区分	□　屋内広帯域電力線搬送通信設備　　□　それ以外		
4　搬送波の周波数又は拡散範囲			
5　電力線への伝導妨害波の電流			
6　電力線への伝導妨害波の電圧			
7　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
8　放射妨害波の電界強度			
9　添付図面等	⑴　外観を示す図及び写真　　⑵　接続図 ⑶　取扱説明書		
10　参考事項			

辺

試験成績表		11　製造番号	
		12　製造年月日	
13　搬送波の周波数又は拡散範囲			
14　電力線への伝導妨害波の電流			
15　電力線への伝導妨害波の電圧			
16　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
17　放射妨害波の電界強度			
18　測定条件等			

短　辺　（日本工業規格A列4番）

注1　施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　4の欄は、搬送波の周波数の範囲（搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、拡散範囲）の設計値を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。

⑶　5から8までの欄の記載は、次のとおりとする。

ア　5の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。